

## 連合岩手不正経理事案

### 連合岩手再生方針（2021.6.11 第33回臨時大会）

昨年9月、不正経理事案が発覚したのち、第三者による検証委員会の設置により調査・検証を行い、12月に再発防止策の提言を含む調査報告書を受領しました。その後、執行委員会の議論を経て、再発防止対策の確立、法的対応ならびに損失補填を含む役員の責任を特別委員会に諮問し2月に答申を受けました。

今回の事案については、不正を生んでしまった組織の脆弱な管理体制や、長きに亘って問題意識や課題をなおざりにしてきた結果であり、そのことを猛省しながら慎重且つ丁寧な対応で本事案の解決に向け取り組んでいくことを確認しました。今後は、本事案を解決するための再生方針を関係者が共通の認識として受け止め、着実な実践と履行を図り、構成組織・地域協議会そして組合員の理解と評価を積み重ねていくことを愚直に進めて参ります。

連合岩手は、今臨時大会を契機に県内各地で働く労働者と地域社会からの信頼回復をめざし、連合岩手再生方針を全力で取り組むとともに、全ての労働者の社会的地位向上と労働条件整備および政策制度の実現にこれまで以上に邁進してまいります。

#### 1. 再発防止策の徹底について

検証委員会調査報告書の再発防止策の提言に対する対応について、適時検証を行いながら履行に努めてまいります。

#### 2. 法的対応について

刑事・民事上の対応は現在も継続して調査中であることから引き続き対応してまいります。

#### 3. 役員及び歴代役員の責任ならびに損失補填について

役員の責任については、本事案の損害額に対する損失補填により責任を負うこととし、損失補填総額は20,561,118円とします。

#### 4. 連合岩手経費削減に資する対応について

連合岩手専従役員等に支給されている手当について、経費削減の観点から一時凍結とします。

#### 5. 新体制の確立

新会長を先頭に上記再生方針を取り組み、信頼回復をめざし全力をあげます。

以上